

2 平成27年度税制改正に係る租特透明化法施行規則に掲げる表について

従来、税制改正により租税特別措置法の条項に改正があった場合は、租特透明化法施行規則に掲げる表(以下「適用額明細書コード表」といいます。)の「租税特別措置法の条項」欄には、改正前の租税特別措置法(以下「旧措置法」といいます。)及び改正後の租税特別措置法(以下「新措置法」といいます。)の条項を併記していましたが、平成27年度の税制改正において、適用額明細書コード表の「租税特別措置法の条項」欄について規定の整備が行われ、条項の改正で区分番号に変更がないときは、新措置法の条項のみを掲載することとされました(※参照)。

なお、この改正により適用額明細書コード表の「租税特別措置法の条項」欄には新措置法の条項のみが掲載されていますが、旧措置法の適用を受ける場合であっても、引き続き適用額明細書の提出が必要ですのでご注意ください。

また、この場合、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄は、新措置法の条項を記載してください。

※ 【適用額明細書コード表の掲載方法変更例】

- 区分番号「00120」(措置名：特定地域における工業用機械等の特別償却)

〈税制改正の内容〉

旧措置法の条項：「第45条第1項の表の第1号の第1欄のイ」

新措置法の条項：「第45条第1項の表の第1号」

従来の掲載		平成27年度の掲載	
租税特別措置法の条項	区分番号	租税特別措置法の条項	区分番号
第45条第1項の表の第1号 <u>又は平成27年旧措置法第45条第1項の表の第1号の第1欄のイ</u> (償却費)	00120	第45条第1項の表の第1号 (償却費)	00120

(参考)

旧措置法の条項は適用額明細書コード表に掲載されないこととされましたが、以下の条項については、引き続き掲載されています。

- ① 廃止された法人税関係特別措置
- ② 経過措置として「なおその効力を有する」と規定された法人税関係特別措置